



出張 相談

2 / 1 6 (金)

1 9 (月)

2 2 (木)

10:00~

17:00

松江労働基準監督署において出張相談窓口を開きます！！ぜひご利用ください。

例えば・・・○経営相談 ○労務管理相談 ○最低賃金上げを支援する業務改善助成金等々、まずは聞いてみませんか？

【お問い合わせ先】

島根県最低賃金総合相談支援センター

〒690-0886 松江市母衣町55-4 (一社) 島根県経営者協会内

電話番号: 0120-20-2621

ホームページ: <http://www.shimanekeikvo.com/>



厚生労働省

最低賃金上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労働局委託事業)

最低賃金ワンストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワンストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化
- 支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

中小企業専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業主の皆さま

相談

専門家派遣

ワンストップ無料相談窓口 (最低賃金総合相談支援センター)

- 経営と労務管理の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討
- セミナーなどの開催

連携

経済産業局が実施する
専門家相談・派遣事業



社会保険労務士や

経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

島根県最低賃金総合相談支援センター【中小企業専門家派遣・相談支援事業】
(一社) 島根経営者協会内 TEL : 0120-20-2621

本事業に関するお問い合わせ先
〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局雇用環境・均等室 TEL : 0852-20-7007

最低賃金に関するお問い合わせ先
島根労働局労働基準部賃金室 TEL : 0852-31-1158